平成２４年（フ）第３８号
山口県宇部市朝日町７番23―206号、従前の住所山口県宇部市恩田町１丁目１番２―205号
債務者　石田　公一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０号
徳島県美馬市脇町字拝原1584番地
債務者　石本　君代
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第２７１号
北九州市小倉北区下富野１丁目４番23―402号
債務者　新田　直美
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８１号
北九州市門司区寺内１丁目30番３―408号
債務者　木戸　慎也
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３００号
北九州市門司区下二十町７番８―801号
債務者　廣田多恵子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２４号
岩手県八幡平市大更第22地割157番地
債務者　工藤　宏美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８２４号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅１棟418号
債務者　寺本　親雄
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１８号
神戸市長田区鶯町４丁目５番28号
債務者　竹内　節子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２８号
愛知県小牧市城山５丁目115番地　県営城山住宅２棟601号
債務者　松山　直美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０５号
福岡市中央区春吉３丁目25番20―801号、申立時の住所北九州市小倉北区菜園場２丁目３番20―301号
債務者　吉澤　雄一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５７号
北九州市小倉北区木町４丁目６番20号
債務者　宮原　　孝
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７９号
北九州市八幡西区折尾１丁目４番５号
債務者　林　　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８５号
北九州市小倉南区北方３丁目38番２―203号
債務者　石本　達彦
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９０号
北九州市小倉南区朽網西６丁目８番２―103号
債務者　荒尾加代美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９７号
北九州市小倉北区熊本３丁目14番７号
債務者　檜物喜美枝
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２号
山口県下関市川中豊町５丁目７番34号、前住所山口県下関市楠乃４丁目８番７号
債務者　福原　圭二
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
山口県下関市後田町５丁目４番Ｒ５―301号市営西の尾住宅
債務者　迫田サツミ
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係